建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19年 10月 19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第62号

1

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例(平成12年岩手県条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前

(建築物に関する確認申請手数料)

第11条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請をする者は、確認申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けて建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする場合にあっては、当該額の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。)) の手数料を納付しなければならない。

「略〕

- 2 [略]
- 3 法第6条第1項の規定による確認の申請をする者は、申請に係る建築物の計画が法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)を適用したものであるときは、第1項の規定にかかわらず、同項の手数料の額に、当該構造計算1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積(構造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計

改正後

(建築物に関する確認申請手数料等)

第11条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請をする者又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をする者は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けて建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする場合にあっては、当該額の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。))の手数料を納付しなければならない。

「略]

- 2 [略]
- 3 法第6条第1項の規定による確認の申請をする者<u>又は法第18条第2項の</u>規定による計画の通知をする者は、申請<u>又は通知</u>に係る建築物の計画が法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)を適用したものであるときは、第1項の規定にかかわらず、同項の手数料の額に、当該構造計算1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積(構造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額

算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(当該構造計算に係る記録が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で提出された場合に限る。)にあっては、同表の右欄に定める額)を加えた額の手数料を納付しなければならない。

「略]

(建築物に関する計画通知審査手数料)

第11条の2 法第18条第2項の規定により、県の建築主事に対して計画の通知をする者は、通知に係る建築物の計画が法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)を適用したものであるときは、当該構造計算1件につき、前条第3項の表の左欄に掲げる床面積(構造計算が行われた部分に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(当該構造計算に係る記録が、電磁的記録で提出された場合に限る。)にあっては、同表の右欄に定める額)の手数料を納付しなければならない。

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第12条 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の 申請をする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 額の手数料を納付しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの(当該構造計算に係る記録が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で提出された場合に限る。)にあっては、同表の右欄に定める額)を加えた額の手数料を納付しなければならない。

「略]

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等)

第12条 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をする者又は法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知をする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1)・(2) 「略]

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第13条 法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者は、完了検査申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

「略]

2 「略]

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

- 第14条 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による完了検 査を申請する者は、13,000円を手数料として納付しなければならない。
- 2 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査 を申請する者は、9,000円を手数料として納付しなければならない。

(減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料)

第15条 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物について完了検査を申請する者は、完了検査申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

[略]

2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をする者<u>又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知をする者</u>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) • (2) 「略]

(建築物に関する完了検査申請手数料等)

第13条 法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者<u>又は法第18条第</u> 14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、完了検査申請<u>又は</u> 工事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄 に定める額の手数料を納付しなければならない。

[略]

2 「略]

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等)

- 第14条 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、13,000円を手数料として納付しなければならない。
- 2 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査 を申請する者<u>又は法第88条第1項において準用する法第18条第14項の規定</u> による工事を完了した旨の通知をする者は、9,000円を手数料として納付 しなければならない。

(減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料等)

第15条 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物について完了検査を申請する者<u>又は工事を完了した旨の通知をする者</u>は、完了検査申請<u>又は工事</u>完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

「略]

2 [略]

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第16条 法第7条の3第1項の規定による中間検査を申請する者は、中間検査申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

「略〕

2 (承認、許可、認定申請手数料)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
[略]	
法 <u>第68条の4第1項</u> の規定に基づく建築物の容積率	27,000円
に関する制限の適用除外に係る認定の申請	l
	l
	1
法 <u>第68条の5の2第2項</u> の規定に基づく建築物の各	160,000円
部分の高さの許可の申請	
法 <u>第68条の5の4第1項</u> の規定に基づく建築物の容	27,000円
積率に関する特例又は同条第2項の規定に基づく建	
築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る	
認定の申請	
法 <u>第68条の5の5</u> の規定に基づく建築物の建ペい率	27,000円
に関する特例の認定の申請	
[略]	

2 [略]

(建築物に関する中間検査申請手数料等)

第16条 法第7条の3第1項の規定による中間検査を申請する者<u>又は法第18条第17項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をする者</u>は、中間検査申請<u>又は特定工程工事終了通知</u>1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

「略]

(承認、許可、認定申請手数料)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
[略]	
法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関す	27,000円
る制限の適用除外に係る認定の申請	
法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に	27,000円
関する特例の認定の申請	
法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各	160,000円
部分の高さの許可の申請	
法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容	27,000円
積率に関する特例又は同条第2項の規定に基づく建	
築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る	
認定の申請	
法 <u>第68条の5の6</u> の規定に基づく建築物の建ペい率	27,000円
に関する特例の認定の申請	
[略]	

2 · 3 [略]		2・3 [略]	
(承認、許可、認定申請手数料)		(承認、許可、認定申請手数料)	
第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1	件につき、同表の左	第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件	につき、同表の左
欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数	料を納付しなければ	欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を	を納付しなければ
ならない。		ならない。	
申請の種類	手数料の額	申請の種類	手数料の額
[略]		[略]	
法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項	180,000円	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項	180,000円
ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6		ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6	
項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第		項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第	
9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書 <u>又</u>		9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、	
<u>は</u> 第12項ただし書 (法第87条第2項若しくは第3項		第12項ただし書 <u>又は第13項ただし書</u> (法第87条第2	
又は第88条第2項において準用する場合を含む。)		項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれら	
の規定に基づく建築等の許可の申請		<u>の規定を</u> 準用する場合を含む。)の規定に基づく建	
		築等の許可の申請	
[略]		[略]	
法第53条の2第1項第3号又は第4号 (法第57条の	160,000円	法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の	160,000円
5 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に		5第3項において <u>これらの規定を</u> 準用する場合を含	
基づく建築物の敷地面積の許可の申請		む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申	
		請	
[略]		[略]	
法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積	27,000円	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積	27,000円
率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又		率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ペい率、	
<u>は</u> 同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する		同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第	
制限の適用除外に係る認定の申請		7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制	
		限の適用除外に係る認定の申請	
[略]		[略]	

2 • 3 [略] 2 • 3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は公布の日から、表3の項の改正部分は平成19年11月30日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の建築基準法施行条例(以下「改正後の条例」という。)第11条及び第12条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第2項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による計画の通知について適用し、施行日前に行われた同法第18条第2項の規定による計画の通知については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第13条から第15条までの規定は、施行日以後に建築基準法第18条第2項(同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。 以下この項において同じ。)の規定による計画の通知が行われる建築物、建築設備又は工作物の工事に係る当該工事を完了した旨の通知について適用し、施 行日前に同法第18条第2項の規定による計画の通知が行われた建築物、建築設備又は工作物の工事に係る当該工事を完了した旨の通知については、なお従前 の例による。
- 4 改正後の条例第 16 条の規定は、施行日以後に建築基準法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知が行われる建築物の工事に係る同法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程(以下この項において「特定工程」という。)に係る工事を終えた旨の通知について適用し、施行日前に同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知が行われた建築物の工事に係る特定工程に係る工事を終えた旨の通知については、なお従前の例による。